

# 魚病をめぐる状況

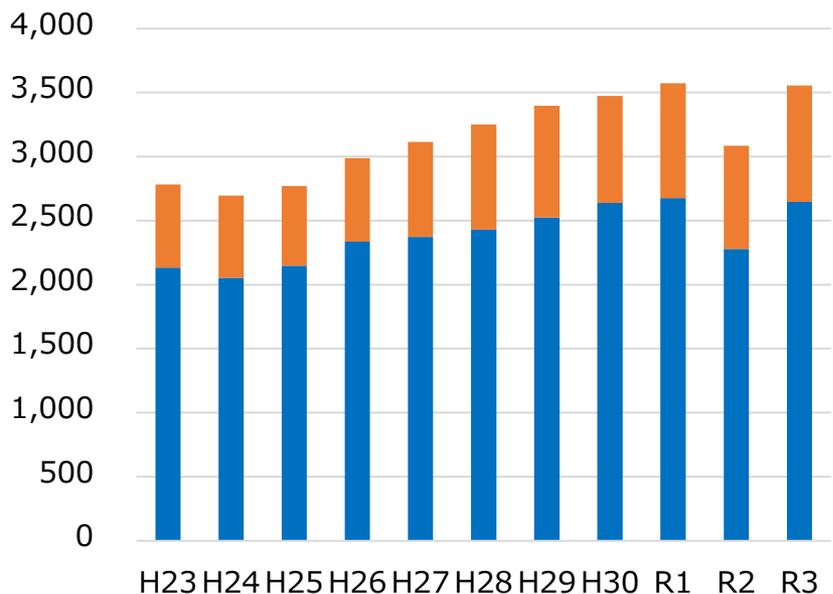
# 養殖業をめぐる状況

# 1 国内における魚類養殖産出額及び魚種の割合

- 魚類養殖産出額は近年増加傾向にある。令和3年は海面で2,646億円、内水面で908億円。
- 海面養殖では、ブリ類が産出額の約4割を占め、次いでマダイ、クロマグロの順に多く、内水面養殖では、ウナギが産出額の約8割を占めている。

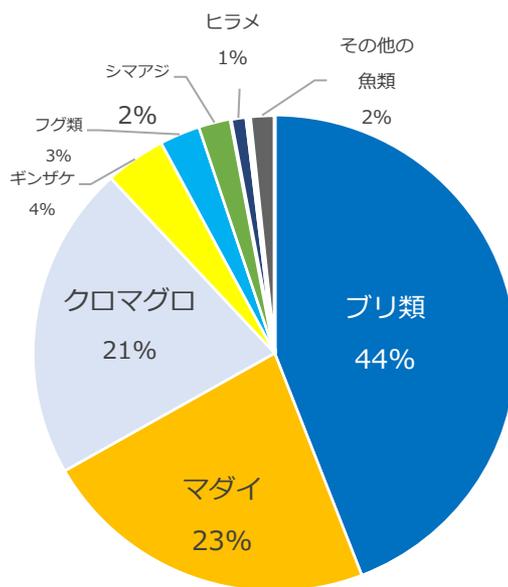
養殖産出額（令和3年）

（億円）

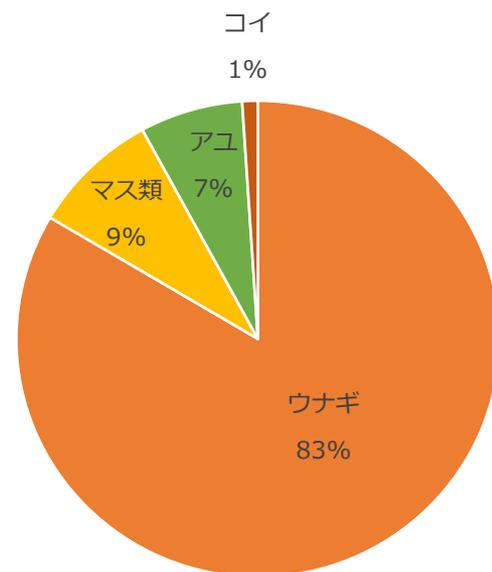


■ 海面魚類養殖 ■ 内水面魚類養殖

国内養殖魚種の産出額に占める割合（令和3年）



【海面】

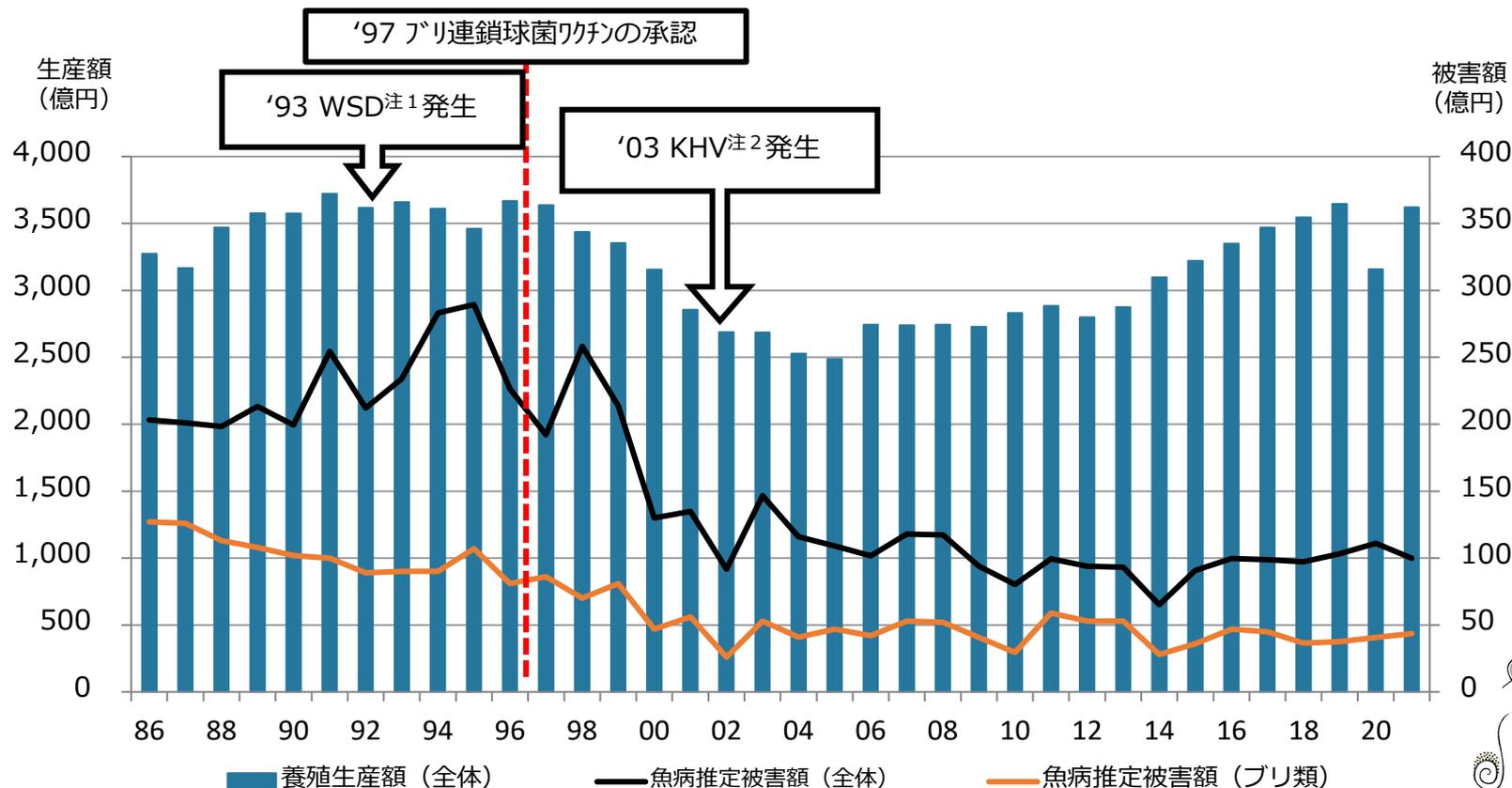


【内水面】

## 2 我が国における魚病被害の概要

- 主要な養殖品目の令和3年魚病推定被害額は約100億円（約2.8%）。

【魚病被害の推移（1986年～2021年）】



注1：ホワイトスポット病（エビ・カニに感染する疾病）  
 注2：コイヘルペスウイルス病（コイに感染する疾病）

※ 生産額及び魚病推定被害額：海面は、ぶり類、まだい、くろまぐろ、ぎんざけ、ふぐ類、くるまえび、しまあじ、ひらめ、まあじ及びその他の魚類。内水面は、うなぎ、こい、あゆ、にじます及びにじます以外のます類の合計。



### 3 我が国における主要魚種別の魚病被害状況（1）

- 魚種によって、単一の疾病による被害割合が大きいものもあれば、複数の疾病に被害割合が分散しているものもある。

養殖魚種		養殖生産額 (億円)	合計推定被害額 (億円)	被害割合の高い疾病					
				1位		2位		3位	
ブリ類	R3	1,168	43	α溶血性レンサ球菌症	37.9%	ノカルジア症	34.6%	マダイイリドウイルス病	8.1%
	R2	1,065	41	α溶血性レンサ球菌症	48.4%	レンサ球菌症(未同定)	19.3%	ノカルジア症	18.7%
マダイ	R3	599	14	エドワジエラ症	58.8%	マダイイリドウイルス病	21.6%	ビブリオ病	5.6%
	R2	443	11	エドワジエラ症	46.8%	滑走細菌症	10.8%	β溶結性レンサ球菌症	8.4%
クロマダコ	R3	565	9	レンサ球菌症(未同定)	48.0%	α溶血性レンサ球菌症	36.7%	マダイイリドウイルス病	9.3%
	R2	482	10	マダイイリドウイルス病	34.6%	α溶血性レンサ球菌症	33.1%	ビタミンB1欠乏症	15.5%

\* 出典：令和3・4年度水産防疫対策事業の魚病被害状況調査  
令和2・3年 漁業・養殖業生産統計年報

### 3 我が国における主要養殖魚種別の魚病被害状況（2）

養殖魚種		養殖生産額 (億円)	合計推定 被害額 (億円)	被害割合の高い疾病					
				1位		2位		3位	
ウナギ	R3	758	9	パラコロ病	38.8%	不明病（原因不明）	23.3%	ウイルス性血管内皮（鰓うっ血症）	10.7%
	R2	661	12	ウイルス性血管内皮壊死症	26.9%	パラコロ病	23.0%	細菌性鰓病	16.0%
サケマス類 ※1	R3	186	2	伝染性造血器壊死症	26.8%	冷水病	14.7%	せつそう病	11.5%
	R2	171	4	せつそう病	18.6%	伝染性造血器壊死症	18.0%	冷水病	13.6%
フグ類 ※2	R3	71	5	粘液胞子虫性やせ病	42.0%	ビブリオ病	19.5%	エラムシ症	19.2%
	R2	73	16	粘液胞子虫性やせ病	42.2%	口白症	21.2%	ビブリオ病	17.1%

\* 出典：令和3・4年度水産防疫対策事業の魚病被害状況調査  
令和2・3年 漁業・養殖業生産統計年報

※1:サケマス類はぎんざけと内水面ます類の合計  
※2:フグ類はとらふぐとまふぐの合計

# 前回協議会（令和5年3月）以降の取組

# 1 魚病被害の発生状況に関する情報の公表

- 令和3年6月から農林水産省HPで魚病被害の発生状況に関する情報の公表を開始。
- 令和6年3月現在、令和元年～3年の魚病被害の発生状況、魚病被害の内訳、主要魚種別魚病被害の推移の3データにアクセス可能。

農林水産省 [English](#) [ミックスサイト](#) [サイトマップ](#) [文字サイズ](#) [標準](#) [大きく](#)

[逆引き事典から探す](#) [組織別から探す](#) [キーワードから探す](#)  [検索](#)

[会見・報道・広報](#) [政策情報](#) [統計情報](#) [申請・お問い合わせ](#) [農林水産省について](#)

[ホーム](#) > [消費・安全](#) > [水産動物の病気を防ぐために（水産動物の衛生及び水産動物の感染症について）](#) > [魚病被害の発生状況に関する情報](#)

## 魚病被害の発生状況に関する情報

更新日：令和5年11月17日

**【令和3年】**

- [魚病被害の発生状況（令和3年）\(PDF：288KB\)](#)
- [魚病被害の内訳（令和3年）\(PDF：138KB\)](#)
- [主要魚種別魚病被害の推移\(PDF：119KB\)](#)

**【令和2年】**

- [魚病被害の発生状況（令和2年）\(PDF：301KB\)](#)
- [魚病被害の内訳（令和2年）\(PDF：216KB\)](#)
- [主要魚種別魚病被害の推移\(PDF：119KB\)](#)

**【令和元年】**

- [魚病被害の発生状況（令和元年）\(PDF：132KB\)](#)
- [魚病被害の内訳（令和元年）\(PDF：91KB\)](#)
- [主要魚種別魚病被害の推移\(PDF：117KB\)](#)

スマホからでも  
アクセス可能



「魚病被害の発生状況に  
関する情報」と検索

魚病被害の発生状況に関する情報

## 2 獣医師リストの作成・共有

- 潜在的人材を確保する観点から、これまで養殖業者から診療を依頼されていた獣医師だけでなく、未経験者やOBも含め、都道府県と連携して診療に協力する意欲のある獣医師に働きかけ、公募により獣医師リストを作成。
- 令和5年3月に73名の獣医師をリスト化し都道府県に共有。
- リストを更新し、本年度末に改めて都道府県に共有予定。

### 【都道府県に共有している獣医師リストの抜粋】

番号	所在都道府県	往診（訪問）可能な地域
1	宮城県	宮城県内
2	茨城県	茨城県南～北、水戸、日立、大洗、鹿島（訪問可能な地域は、他県を含め要相談）
3	埼玉県	関東圏
4	東京都	相談してください。
6	東京都	東京都、神奈川県、埼玉県、千葉県※
7	神奈川県	神奈川近県
8	神奈川県	関東近郊
9	神奈川県	神奈川近県
10	福井県	福井県及び近隣県
11	大阪府	近畿圏
12	大阪府	大阪府、和歌山県、三重県
14	愛媛県	愛媛県（中予、南予）
15	高知県	高知県宿毛市、愛媛県愛南町
16	石川県	石川県、福井県、富山県
17	宮崎県	可能な限りどこでも
18	宮崎県	九州、四国
19	宮崎県	宮崎県北部
20	鹿児島県	全ての地域訪問可能
21	宮崎県	宮崎県を中心に鹿児島県、大分県、熊本県
23	岐阜県	岐阜県
24	神奈川県	神奈川および隣接都県（千葉、静岡、山梨、東京）
25	東京都	首都圏
26	東京都	要相談
27	山梨県	要相談
28	東京都	関東

番号	所在都道府県	往診（訪問）可能な地域
29	東京都	基本は日帰り可能な関東圏内、他は要相談
30	神奈川県	神奈川県内、伊豆半島
31	熊本県	九州
32	宮崎県	宮崎県内
33	神奈川県	神奈川県全域、東京都・静岡県の一部
34	宮城県	宮城県内
35	神奈川県	神奈川県
36	熊本県	九州圏内
37	愛媛県	ご相談ください。検体送付による病理検査がメイン。
38	大阪府	大阪府内
39	京都府	全国
40	千葉県	千葉県、群馬県
41	岐阜県	岐阜県
42	宮城県	宮城県内
43	福岡県	現時点では対応不可。 将来的に山口から北部九州地域
44	宮城県	青森県、岩手県、秋田県、宮城県、山形県、福島県
45	神奈川県	事前申告あればいずれでも可
47	宮城県	宮城県全域、岩手県南地域、福島県北地域
48	宮城県	宮城県内
49	岐阜県	東海全域、富山県、石川県
52	神奈川県	関東
55	神奈川県	神奈川県、東京都
56	神奈川県	神奈川県、東京都
58	千葉県	全国
59	北海道	北海道

番号	所在都道府県	往診（訪問）可能な地域
60	埼玉県	未定（九州地域の予定）
61	群馬県	全国
64	群馬県	全国
66	栃木県	栃木県内および近隣
67	栃木県	栃木県
69	三重県	三重県、愛知県
71	青森県	全国可能（土地勘があるのは青森県、栃木県、東京都、神奈川県、大阪府）
72	千葉県	首都圏
73	大阪府	大阪府と近隣
75	福岡県	福岡県及び福岡県周辺域
76	埼玉県	関東近県
77	長野県	長野県北信、東信、中信
78	長野県	長野県、群馬県の一部エリア
79	島根県	島根県全域及びその周辺
80	神奈川県	北海道
82	大阪府	近畿圏内
86	岩手県	岩手県内全域では、対応可能な診療を訪問により往診。 処方箋を伴わない場合には、県外でも相談を受け付ける。
93	神奈川県	関東事情によっては全国
95	宮崎県	九州内
100	熊本県	熊本県内
102	鹿児島県	鹿児島県内
103	埼玉県	関東、九州
105	山口県	要相談

### 3 獣医師のスキルアップ

- 令和5年度はギンザケ・マダイ養殖現場における実地研修を実施し、2回の研修にのべ14名の獣医師が参加。うち1名が複数回参加。

実施日：令和5年9月26～27日（鳥取県）  
魚種：ギンザケ



実施日：令和5年11月14～15日（愛媛県）  
魚種：マダイ



# 4 魚類防疫員のさらなるスキルアップ

- 第一線で活躍する魚類防疫員を対象に、岐阜県水産研究所において内水面魚類のより実践的な診断技術に関する実地研修（令和6年1月16～17日）を実施。
- 診断実習に加え、参加者が持ち寄った魚病診断カルテやこれまでの経験に基づく診断上の工夫等に関する活発な情報交換が行われた。

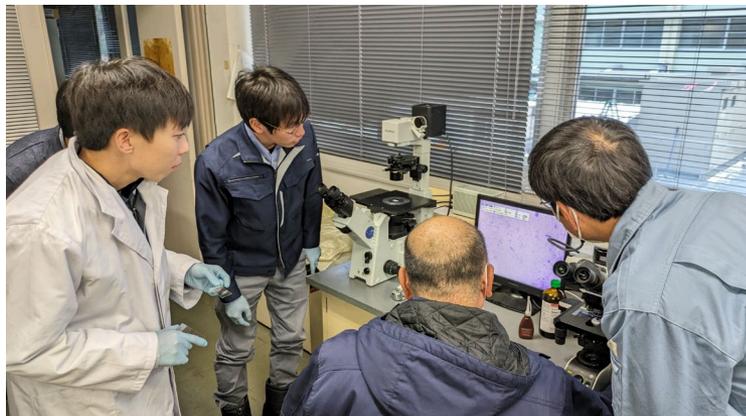
魚病診断で最も重要な健康魚と病魚の比較



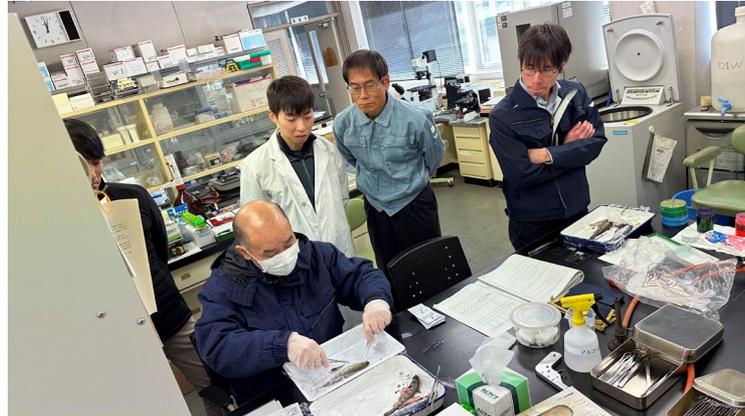
参加者が持ち寄ったカルテを用いた魚病診断



染色した菌体の検鏡の実演



講師による魚病診断の実演



# (参考) 規制改革実施計画

# (参考) 過去の規制改革実施計画のフォローアップ結果 (令和5年6月公表)

## 令和3年度閣議決定分 (1)

	規制改革の内容	実施時期	これまでの実施状況 (令和5年3月31日時点)	今後の予定 (令和5年3月31日時点)	措置状況
a	魚病に詳しい獣医師による適用外使用の実績を集積・分析し、医薬品医療機器等法に定める基準(使用基準)の見直しに反映する。	令和3年度 検討・結論、 令和4年度 措置	魚病対策促進協議会において、魚病に詳しい獣医師による適用外使用等の実績について収集・分析を行い、使用基準の見直しを検討した結果、選定された全ての疾病について、治療薬を承認、または、研究機関による基礎研究の段階から製薬メーカーによる上市に向けた取組段階へと移行した。このうち、製薬メーカーによる上市の取組に対しては、製薬メーカーのニーズに応じ、①国立研究開発法人水産技術研究所や県によるサポート体制の構築、②補助事業等による負担軽減、③国立研究開発法人水産技術研究所からの技術提供等を実施した。	措置済	措置済
b	感染症のように一気に広まり被害が大きくなる魚病について、例えば、養殖密度の適正化、ワクチン接種の推進等の効果的な対策の在り方を、その費用負担の在り方を含め、引き続き、魚病対策促進協議会にて検討する。	令和3年度 検討	: 魚病対策促進協議会において検討した結論を踏まえ、複数の防疫措置を組み合わせた感染症対策の最適化に取り組む国内3地域の事業者に対して補助事業による支援を行うとともに、同地域で得られた成果を他の都道府県、業界団体、関係企業等に横展開した。また、同協議会において国が費用負担すべきとされたワクチン等医薬品開発への支援等を実施した。上記の国における対応状況について、魚病対策促進協議会に報告し、引き続き、これらの公益性の高い分野への支援に取り組むことを確認した。	措置済	措置済
c	獣医師その他の水産動物の医療を提供する者は、初診から遠隔診療が実施可能であることを通知により明らかにする。	措置済み	獣医師その他の水産動物の医療を提供する者は、初診から遠隔診療が実施可能であることを明示した「魚病の予防及びまん延防止における遠隔診療の積極的な活用について(通知)」(令和3年3月26日消費・安全局長通知)を発出した。	措置済	措置済

# 令和3年度閣議決定分（2）

規制改革の内容	実施時期	これまでの実施状況 (令和5年3月31日時点)	今後の予定 (令和5年3月31日時点)	措置状況
<p>d 通知を発出後、通知の内容を周知徹底した上で、遠隔診療の活用実態を継続的に調査し、公表する。その上で、積極的に遠隔診療が活用された事例を養殖業者やかかりつけ獣医師等の関係者へ周知するなど、遠隔診療がより積極的に活用されるための措置を講ずる。</p>	<p>令和3年度措置</p>	<p>養殖業者、都道府県、リスト獣医師等を対象として遠隔診療の活用実態調査を実施し、遠隔診療が活用された事例をホームページで公表した。また、養殖業者向け専門誌に、遠隔診療の積極的な活用についての記事及び遠隔診療が活用された事例を寄稿し、掲載された。さらに、遠隔診療のより積極的な活用に向け、都道府県やリスト獣医師等を対象に遠隔診療技術の研修を実施するとともに、養殖業者向けに遠隔診療のポイント等をまとめた「遠隔診療の手引き」を作成し、配布した。</p>	<p>措置済</p>	<p>措置済</p>
<p>e 通知の内容は、獣医師に直接周知・徹底を行う。</p>	<p>令和3年上期措置</p>	<p>通知の発出時に、併せて日本獣医師会宛てに文書を発出し、管下会員への周知を依頼するとともに、リスト獣医師に当該通知を直接送付した。また、獣医師への周知徹底を図るため、有志のリスト獣医師による勉強会での通知内容の説明、当省ホームページへの通知の掲載、リスト獣医師等への直接再周知を実施した。</p>	<p>措置済</p>	<p>措置済</p>